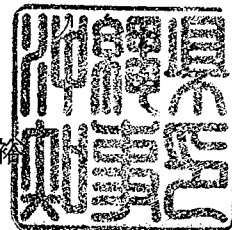




環政第 1129 号  
令和 6 年 2 月 6 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



令和 4 年度那覇空港滑走路増設事業に係る事後調査報告書について（通知）

令和 5 年 11 月 17 日付け府開空整第 6 6 号及び阪空整第 3 1 号で送付されたみだしの事後調査報告書について、沖縄県環境影響評価条例（平成 12 年沖縄県条例第 77 号）第 49 条第 2 項において読み替えて準用する第 39 条第 1 項の規定に基づき、その内容を検討した結果、環境の保全について適正な配慮がなされるための追加の措置は求めないこととしたので通知します。

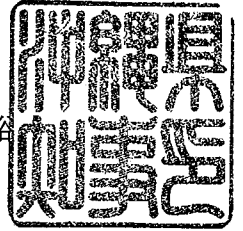
なお、本事業に係る事後調査は終了するとしておりますが、環境影響評価書及び事後調査報告書に記載した環境保全措置について、沖縄県環境影響評価条例第 49 条第 2 項において読み替えて準用する第 40 条に基づき、環境の保全についての適正な配慮を継続するようお願いします。



環政第 1129 号  
令和 6 年 2 月 6 日

国土交通省大阪航空局長 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



令和 4 年度那覇空港滑走路増設事業に係る事後調査報告書について（通知）

令和 5 年 11 月 17 日付け府開空整第 6 6 号及び阪空整第 3 1 号で送付されたみだしの事後調査報告書について、沖縄県環境影響評価条例（平成 12 年沖縄県条例第 77 号）第 49 条第 2 項において読み替えて準用する第 39 条第 1 項の規定に基づき、その内容を検討した結果、環境の保全について適正な配慮がなされるための追加の措置は求めないこととしたので通知します。

なお、本事業に係る事後調査は終了するとしておりますが、環境影響評価書及び事後調査報告書に記載した環境保全措置について、沖縄県環境影響評価条例第 49 条第 2 項において読み替えて準用する第 40 条に基づき、環境の保全についての適正な配慮を継続するようお願いします。